

宮代地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、宮代地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、垂井町宮代664番地4の宮代地区まちづくりセンターに置く。

(構成)

第3条 協議会は、宮代地区に在住及び在勤、在学する人、及び宮代地区で活動する各種団体をもって構成する。

(目的)

第4条 協議会は、住民、議会及び行政との協働のもと、宮代地区まちづくりセンターを「核」とした地域コミュニティを形成し、「地域の絆」を強め、豊かで住みよく安心して暮らせる幸福度の高い自主自立したまちづくりを目的とする。

(事業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生涯学習事業
- (2) 地域ふれあい事業
- (3) 協働のまちづくりの推進を図る事業
- (4) その他協議会の目標を達成するために必要な事業

(組織)

第6条 協議会は、前条の事業を行うために次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

(役員等)

第7条 協議会に次の役員、理事（以下「役員等」という）及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名

- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 7名
- (6) 監事 2名

(役員等の選出)

第8条 会長は、各種団体の代表者から総会の承認を得て選出する。

- 2 副会長・会計・事務局長は、会長が指名し、総会の承認を得て選出する。
- 3 理事は、専門部会の部長をもって充てる。
- 4 監事は、総会において選出する。

(役員等の任務)

第9条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の出納、経理事務を担当する。
- 4 事務局長は、協議会の事務処理を統括する。
- 5 理事は、協議会の運営及び事業活動を円滑に遂行する。
- 6 監事は、協議会の監査事務を担当する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が指名し、理事会の承認を得て選出する。
- 3 顧問は会長の諮問について、これらを審議する。

(総会)

第12条 総会は、役員等及び各種団体の代表者によって構成し、毎年1回定期総会を開催する。ただし、会長が必要と認めた場合及び理事会の1/2以上の要請があった場合には臨時総会を開催することが出来る。

- 2 総会の議長は、各種団体の代表者の中から選出する。
- 3 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、出席者の過半数により議決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 4 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 役員等の選出承認に関すること。

(4) その他重要事項に関すること。

(役員会)

第13条 役員会は、会長・副会長・会計・事務局長で構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 役員会は、協議会の運営に関する事項を審議する。
- 3 役員会の議長は、会長とする。

(理事会)

第14条 理事会は、第7条で定める役員等で構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 理事会には、会長が必要に応じ、関係団体の役員の参加及び学識経験者等を委嘱し参加させることができる。
- 3 理事会は、事業活動を推進するための事業計画、予算及び決算、その他重要事項を審議する。
- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 理事会は、構成員の過半数（委任状を含む）で成立し、出席者の過半数によって議決する。

(専門部会)

第15条 協議会に次の専門部（以下「部会」という）を置く。

- (1) 文化芸能部
- (2) 健康・体育部
- (3) 健康・福祉部
- (4) 青少年育成部
- (5) 環境整備部
- (6) 安全防災部
- (7) 総務部

2 部会に次の部会役員を置く。

部長 1名 副部長 若干名

- 3 部会員は、自治会及び各種団体から選出された代表者で構成し、部会員の互選により部長・副部長を選出する。
- 4 部長は、担当部会の運営を統括する。
- 5 副部長は、部会長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会は、部長が招集し、事業計画に基づき各部の所管事項の具体的な事業企画及び執行に当たる。
- 7 各専門部会の構成は別に定める。

(会計)

第16条 協議会の経費は、交付金、補助金、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 協議会に、会計規則を別に定めることができる。

(事務局)

第17条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置し、事務局長、事務員を置く。

(委任)

第18条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

(規約の改正)

第19条 この規約は、協議会の総会において出席者の2/3以上（委任状を含む）の同意を得て改正することができる。

附則

1. この規約は平成25年4月1日から施行する。 (v-1.0)
2. この規約は平成26年4月1日から一部改定し施行する。 (v-2.0)
3. この規約は平成28年4月1日から一部改定し施行する。 (v-2.1)
4. この規約は平成29年4月1日から一部改定し施行する。 (v-2.11)

改定履歴

V.2.1	第7条 2項 2名→3名
V.2.11	第2条 宮代公民館 →宮代地区まちづくりセンター 呼称変更